

## 第6回子どもを共に育む京都市民憲章推進条例制定検討委員会 会議録

1 日時 平成22年11月4日(木) 午前9時30分～午前11時30分

2 場所 こども相談センター パトナ

3 出席委員 (五十音順, 敬称略)

磯貝, 上野, 柴原, 寺石, 徳田, 長浜, 中村, 長屋, 藤岡, 藤本, 升光, 水野, 宮本, 山内,  
山下(早), 山下(徹)

4 次第

- (1) 条例に盛り込むべき内容について
- (2) パブリックコメントの実施について
- (3) 市民シンポジウムの開催について
- (4) その他

委員長

前回の委員会で条例の位置付け, 緊急課題に関する規制等について御意見をいただいた。行政による環境整備は当然として, 個人の領域に踏込むことが課題であったが, 憲章の行動理念を生かしながら市民の実践行動も規定することを確認した。ただし, どこまで踏み込むかということについては議論があった。これは, 具体的なことはアクションプランで考えるということで話がまとまったと思う。そして, 緊急課題に対する規制については, この委員会で検討するという事は難しいので, 当面取り組む姿勢を明らかにし, 必要性が明らかになった段階で再度検討する, という結論を得た。

これらの経過を踏まえ, 事務局が資料をまとめているので, その説明を願いたい。

事務局

(資料2) 及び (資料2-2) に基づき説明。

委員長

では, 骨子案について順次確認していきたい。

1の目的についてはよいだろうか。

(特に意見なし)

委員長

2の定義はどうだろう。漏れはないだろうか。

(特に意見なし)

委員長

3の実践主体の責務はどうだろう。責務より役割のほうがよい, との意見もあったが, 条例では役割

というと曖昧な表現になってしまうことから変更されたと思う。条例化する以上、硬い表現になってしまうのはやむを得ない。

(特に意見なし)

委員長

4の憲章の実践方策については、(3)のところに記載されている青少年が何歳までを指すかということはあるが。

事務局

京都市の青少年育成計画で概ね13～30歳としていることを基準としたもの。もちろん「概ね」であるので、30歳以上の人も対象にできると考えている。

委員

内容は特に問題ないが、保護者という概念と青少年という概念という異質なものが並列されていることに違和感がある。要は、孤立しがちな若い親を想定した内容だと思うが、同時に一般に保護者が学ぶ機会が必要だということが並列されていると思う。もう少しわかりやすい文章にしてほしい。

委員

ここでいう青少年というのは、「子ども・若者育成支援推進」を意識しての「青少年」なのだろうか。問題を抱えている青少年への問題解決を想定しているのか、何ら問題を抱えていない青少年の成長を推進することを想定しているのか。確認したい。

事務局

(3)の青少年は、将来的に保護者になっていく方という想定で、さまざまな課題を抱えている方を意識したものではない。むしろ(5)の「～課題を抱えつつ地域社会で孤立した子どもや保護者～」が、子どもから青年に変わるときに切れ目のない支援が必要という視点に立っている。

委員

親支援プログラムに関連した「保護者が学ぶ」ということと、「これから親となっていく若者への育ち学べる機会提供」という2つのことなので、2つの文に分けたほうがわかりやすいのではないかと。

事務局

条例化に当たって、条文上どういう表現ができるか検討していきたい。

委員長

普遍的な内容なので並列でよい、というのが事務局の考えなのだろうが、意見を尊重して検討してほしい。

他には。

委員

少し戻るが、4の(1)の4つめ、「本市は、～対策に努める。」とされているが、何かが起きてからの対応策という印象を受けるので、「予防」というところを打ち出してほしい。

委員長

対策といえば、予防対策、事後対策、事中共策もすべて含まれるもの。しかし、これまでの行政は、なかなか予防に立ち入れなかった。けれども、今後はそこに立ち入っていくという考え方になっていることは御承知のとおり。ただし、それには、児童虐待の例をとってみても相当の限界がある。

委員長

次に5の緊急に取り組むべき実践方策について。今回の条例化に当たって規制には踏み込まないこととした。それは、既に各種の法令があるということと、規制には個人の権利を侵害することがたくさんあるので専門的な議論を経なければならないから。もちろん、何も忘れたわけではなくて、見直しの段階で検討する、あるいは、他の法令との整合性についても検討するという。また、現在ある法令には協力していく、ということの規定した。

委員

(2)のほうで、アの2つめ。子どものインターネット利用に関する事業者ということだが、ネットカフェといった新しい事業者は含まれるという認識か。また、イの依存対策で、依存症になった子に対するアフターケア的なものを視野に入れたほうが京都市ならではの先進的なものになるのではないか。

事務局

事業者については、明確な規定は他の法令との兼ね合いもあるが、ネットカフェ等も子どものインターネット利用に関する事業者として理解していただきたい。また、携帯の依存対策については、これまでから行っている教育委員会やPTA等での取組、携帯会社との連絡会議といった取組を一層進めていきたい。さらに、他のメディアについても、依存しない取組を進めていきたいと考えている。

委員長

依存症になった後の取組、依存症からの脱却等についても規定してはどうか、という御意見だと思うが。

事務局

携帯の問題とテレビやビデオといった問題では踏み込み方が違うと思うので、パブリックコメントでの意見等も踏まえて検討していきたい。

委員長

次に6の憲章の実践を推進する気運の醸成では、制定記念日が毎月から年1回に変わった。また、7の憲章の推進体制では、(2)でアクションプランと言っていたのを行動指針とし、(3)で推進会議が主体となることが謳われている。8の見直しでは、施行後3年を目途として、改善状況を勘案しながら規制を考えるということを明記している。その時には、別に専門会議が必要になるろう。

委員

「施行後3年後を目途」というのは、3年たってから評価するということか、3年の間に評価し3年以内に措置を講じるのか、どちらの趣旨だろうか。

事務局

3年を目途ということなので、それまでに必要があれば見直しをするということで御理解いただきたい。

毎年度の行動指針によって条例以外のことも含めて必要な措置を講じることとしているが、条例については、3年をサイクルとして、憲章から条例を制定するように、必要ならば次の段階に進むことを考える、ということで規定している。

委員長

「施行後3年を目途に見直す」というのは、条例の改正を想定したものということ。改正を3年のサイクルで行うのは相当早いと思うが、それぐらい状況の変化が激しいということだろう。3年ごとの条例改正の検討に加えて、毎年の行動指針もあるから、推進会議はかなり忙しくなる。

委員

6の(2)の表彰のところで、「表彰する」から「表彰するものとする」としたのは、どういう事情があるのか。

事務局

特に意図があるわけではなく、文言整理によるもの。

委員

7の(1)「構築する」が「整備するよう努める」と変更され、後退した印象を受けるが、こちらはどうか。

事務局

後退する意図ではなく、条例上「構築する」という文言に馴染みがないという理由から。誤解を与えないよう改善するところは改善したい。

委員長

文言上、「～を整備するために～整備する～」となっている。「構築」は何もないところに作っていくもの。一方、「整備」は今まであるものの形を変えるという意味がある。横串を入れるということがわかるような表現にしてほしい。

委員

7の(2)の行動指針のところ、主語は本市か。その次の(3)の主語も本市か。

事務局

そのとおり。

委員

8の見直しのところ、「所要の措置」とあるが、「所要」というと、あらかじめこうすべきと決まっている中での措置との意味に受け取れるが。

事務局

そういう意図はない。文言の定義を確認のうえ、修正したい。

委員長

規制の必要が出てきたときというのは、今までにない新たなものを作るときであるから、表現は詰めてもらいたい。

他に推進会議というのは、よろしいか。

委員

確認だが、推進会議の設置時期、主体はイメージされているのか。

事務局

主体は京都市で、この検討委員会のようなイメージ。時期については、なるべく早くにと考えているが、現時点ではお示しできる状況にない。

委員

8の見直しについて。この条例は憲章と地続きのものであるので、検討というのは憲章の見直しを含めた検討なのだろうか。

事務局

憲章は、時代が変わっても普遍的な理念を謳っているもの。一方、その理念を実生活に反映するのが条例であるので、条例についてのみ時代の流れを勘案した見直しが必要と考えている。

委員長

他に何か御意見あるだろうか。

(特に意見なし)

委員長

それでは、今回の御意見を反映させたいうえで、委員長、副委員長が確認して進めていくということでよいだろうか。

(反対意見なし)

委員長

次にパブリックコメントの実施について、事務局から説明をお願いしたい。

事務局

(資料3)に基づき説明

委員長

先ほど御意見をいただいたようなことについて、もう少し説明を加えたほうがわかりやすいかな、という印象はある。

何か御意見は。

委員

パブリックコメント案の9ページ、行動指針と推進会議の順序は逆にしたほうがよいのでは？

事務局

反映したい。

委員長

他に御意見はないだろうか。確認に少し時間があると思うので、何かあれば、事務局のほうへ。

委員

薬物乱用対策のところについて。法令では、覚せい剤取締法、大麻取締法、麻薬及び向精神薬取締法、あへん法、毒物及び劇物取締法があるので、文言の並べ方としては大麻、覚せい剤とその他所持が禁止されている麻薬等としたほうが正確ではないか。

事務局

御指摘を踏まえて検討したい。

#### 委員

私もどうしていいかわからないことなのだが、7ページの虐待通告について。ある日に突然警官が訪ねてきて「子どもが泣いているとの通報があった」と言われる事例が多く聞かれる。もちろん、その親は虐待などしていない。地域での関係ができていればこんなことにはならないと思う。単に通告すればオーケーという社会になってほしくない。虐待対策に積極的に協力するということは、通告以外にも地域での関係性を構築するというようなことを訴える何かがあればよい。

#### 委員長

そのことは、虐待だけでなく、すべてのことについて言えること。この条例の根本にあるのは、行政にお任せではなく、個人個人が良ければよいという社会から、地域社会をどのように作っていくかということ。簡単に言えば公共性の育成のために発信する条例である。ただし、具体的に条例に書けるかということとは違う。前提の共通理解とすべきことである。

#### 委員

確かに、かえって親を追い詰めることになってはいけないと思う。保護者をサポートするというニュアンスの文言を盛り込めないだろうか。

#### 事務局

パブリックコメント7ページの説明欄に「児童相談所への通告」とあるので限定的な役割に捉えられるかもしれないが、本市の積極的に施策に協力していただくことが基本。本市の施策とは、虐待の予防、早期発見といった見守りも含めてのこと。そういった趣旨で御理解いただきけるよう記載の方法は工夫したい。

#### 委員

最初の頃に比べて、見守りという姿勢が小さくなったという印象を受けたので、発言した。

#### 委員長

地域で子どもを育てるということ。それを説明の中に入れることは問題ないと思う。

他には。

(特に意見なし)

#### 委員長

他に意見はないようなので、次は市民シンポジウムについての説明を。

#### 事務局

(資料4)に基づき説明

委員

パブリックコメントの取り方について。本当に広めていきたいのであれば、学校に行って子どもの意見を聞くなど、一般の人から声が聞こえるような手法を工夫してもらえないか。

事務局

様々な方面に募集冊子を配りたいと思うし、それは各団体にも御協力いただきたい。もちろん、こちらから説明に出向くことも考えたい。青少年の意見については、一部の高校と調整中である。また、人づくり21世紀委員会のほうでも勉強会を実施していただけると聞いている。

委員長

市民の意見を幅広く聞くということは、なかなか難しいことではある。市民シンポジウムも北会場と南会場と分けるなど工夫しているが、事務局には、その他にもさらなる工夫をお願いしたい。

その他に何かないだろうか。

事務局

今後のスケジュールについて説明。

委員長

各委員については、御多忙な時期とは思いますが御協力をお願いしたい。

事務局

以上をもって、第6回委員会を閉会させていただく。